広報 てらどまり

昭和47年4月15日発行　No. 54

新潟県三島郡寺泊町

寺泊町役場発行

総務課：編集

全世帯もれなく配布

＜交通安全標語＞

・カッとする心の動きが事故のもと

・無理するな遠くに見えても車は早い

・いつもなれた通りでも
　正しく歩いて正しく横断

昭和四十七年度予算成立

一般会計五億八千二百万円と決る

建設事業費増強の積極的大型予算

◀提案理由を述べる町長

新年度予算等審議の三月定例町議会は三月七日に招集され、会期十五日間の三月二十一日までと決りました。

審議案件は当局提案二十五件、請願一件、議会決議一件でありました。

第一日目本会議は新年度一般会計予算を始め各特別会計予算ならびに条例の一部改正等が上程され、町長より新年度の主要施策の大綱等が財政状況等も含めて示され、特に寺泊小学校建設による教育予算の大巾増強等も説明され、さらに各課長から所管事項について説明があり終りました。

第二日目に上程議案の説明により議会各位が個々にこれら膨大な議案の審査をすることとなり、第三日目本会議は一般質問となり八名の議員から土地開発基金の活用について、バス路線の廃止対策、シーサイドラインの着工と将来港湾費も明年度佐渡航路の再開が予定され国、県の寺泊港整備事業費も一億円近い額が決定されまして当然地元負担金も千百万円要求され計上しました。とにかく土木関係は大体明るい見通しです。この他今年から児童手当が実施されますのでこの経費が新規の項目となります。

以上主なる点を申し述べましたが詳細は別掲の通りでありますので御覧頂きたいと思います。

地方自治法は最少の経費で最大の効果を挙げよと、きびしい指示を与えております。

私はこの目標に向って真剣に取りくんで行く覚悟です。町民皆様の御叱声とご鞭撻を期待申し上げます。

昭和四十七年度予算について

寺泊町長　藤田子男

本年度一般会計予算は三月二十一日の町議会で可決決定されました。総額五億八千二百万円の超大型予算であります。

編成の基本方針は経常的経費は極力おさえ、行財政投資に重点を置いて多少共地域の皆様の御要望に応えたい念願で御座います。

本年度の主な事業では寺小校の建築があります。総工費一億六千万円奈の内本年度分一億三千七百三十四万円が計上してあります。この内国からの補助金として三千三百七十三万円を、又起債として三千六百万円、六千万円を見込んで借ります。又積立金を四千万円取りくずして使いますので本年度の正味支出する分は千余万ということになります。

また、消防策制の増強をかるため職員六人を増し定員十四人を本部常勤として防災体制の整備を期したい考えであります。

次に土木費ですが前年に比べ三千百六十万円増して計八千九百四四万円としこの中に公共事業に対する地元負担金も含まれてありますが大部分は町道の改良工事費や舗装の経費であります。

第二十三回〝緑の国体〟

全国植樹祭を成功させよう

五月に北海道、黒川村で開催される〝緑の国体〟全国植樹祭を見事成功させようと、県や関係市町村ではその準備に忙しい毎日を送っています。

環境保全や自然破壊が問題とされている折、ぜひともこの〝緑の国体〟を成功させたいものです。

尚この植樹祭に伴う天皇、皇后両陛下の御日程は次のとおりです。

天皇陛下・皇后陛下行幸啓御日程

月日	曜日	区分	箇所名		摘要
5月20日	土	御陵参拝	村上市	村上駅	お召列車
5月21日	日	お泊所	〃	三崎屋旅館	
		御休憩所	黒川村	下荒スポーツハウス	
		〃	黒川村役場		雨天の場合
		植樹祭会場	〃	油内平会場	
		〃	黒川村体育館		雨天の場合
		御昼食所	関川村	関川村公民館	
		御陳列地	〃	荒川会	
		御休憩所	荒川町	荒川中学校	8・28災害復興長沢御展望
		御視察所	村上市	県水試村上支場	海藻養殖試験、アワビ・サザエ等人口採育試験等御視察
		お泊所	〃	三崎屋旅館	
5月22日	月	お手まき会場	朝日村	県林業試験場	お手まき　県林業展示品御覧
		御乗車駅	村上駅		お召列車
		御降車駅	新津駅		
		御視察所	新潟市	遠藤邸場	大型機械化一貫作業、苗整整備状況御覧賜
		〃	〃	県民会館	老人年会お立席、県勢流出、新潟地震記念等御覧
		お泊所	〃	ホテル新潟	
		御乗車駅	新潟市	新潟駅	
		御降車駅	弥彦村	弥彦駅	
		お立寄先	〃	弥彦神社	御参拝
		御昼食所	〃	弥彦観光ホテル	
		お泊所	〃	〃	
5月23日	火	御視察所	寺泊町	コロニーにいがた自然の丘	心身障害児者の作業訓練状況御覧賜
		御視察所	三島町	三島町体育館	
		御休憩所	長岡市	中越青少年文化センター	青少年のクラブ活動、温水プール水泳、プラネタリウム等御覧賜
		お泊所	〃	ホテル・ニューロング長岡	
5月24日	水	御乗車駅	長岡市	長岡駅	お召列車
		御降車駅	東京	東京駅	直奏路
5月25日	木	御乗車駅	長岡市	長岡駅	お召列車
		御降車駅	東京	東京駅	直奏路

審議案件

当局提案

議案第1号　昭和四十七年度寺泊町一般会計予算
〃　第2号　昭和四十七年度寺泊町国民健康保険特別会計予算
〃　第3号　昭和四十七年度寺泊町国民健康保険診療施設特別会計予算
〃　第4号　昭和四十七年度寺泊町水道事業会計予算
〃　第5号　寺泊町職員定数条例の一部改正について
〃　第6号　寺泊町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
〃　第7号　寺泊町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
〃　第8号　寺泊町職員の給与に関する条例の一部改正について
〃　第9号　寺泊町職員旅費支給条例の一部改正について
〃　第10号　寺泊町国民年金印紙購買基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
〃　第11号　寺泊町奨学金貸与条例の一部改正について
〃　第12号　寺泊町母子健康センター条例の一部改正について
〃　第13号　寺泊町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について
〃　第14号　寺泊町公園施設の設置に関する条例の一部改正について
〃　第15号　寺泊町公営駐車場条例の廃止について
〃　第16号　町道路線の廃止について
〃　第17号　新潟県旧市町村職員恩給組合賃金管理組合規約の変更について
〃　第18号　昭和四十六年度寺泊町一般会計補正予算について
〃　第19号　昭和四十六年度寺泊町国民健康保険特別会計補正予算について
〃　第20号　昭和四十六年度寺泊町国民健康保険診療施設特別会計補正予算について
〃　第21号　三島郡清掃センター組合規約の変更について
〃　第22号　土地取得について
〃　第23号　昭和四十六年度寺泊町一般会計補正予算について
〃　第24号　昭和四十六年度寺泊町国民健康保険特別会計補正予算について
〃　第25号　昭和四十六年度寺泊町国民健康保険特別会計補正予算について

議決議案第1号　北方領土日本復帰促進決議について

請願第1号　町道、高内求草線、求草下桐線の改良工事について

優良納税組合表彰される

去る三月二十七日、嘱託員納税組合長合同会議が開かれその席上、税金の完全納付をした十五年間第二納税組合など九ケ部落や五年間完納を続けている寺泊郵便局が表彰されました。

表彰を受けられた各組合長さんは「今後も完納を続けるようがんばりたい。」と語っておられました。

◀15年連続完納ありがとうございました

寺小建設特別委員会構成さる

委員長　竹内　鹿蔵氏
副委員長　藤田　鶴氏
委員　笠原　真平氏
〃　麻山岩次郎氏
〃　三浦佐太夫氏
〃　松津　栄一氏
〃　和田　一雄氏
〃　後藤　政美氏
〃　小黒吾兵衛氏
〃　宮田佐一郎氏
〃　柳下　市二氏

表彰された納税組合（十五年）

磯町第二
大字山田
字池ノ尻
大字鯛ロ
〃　下桐
〃　笹田
〃　木島

（五年）

寺泊郵便局
上田町第二

最後のチャンス特例納付

国民年金保険料を納めましょう

特例納付は六月三十日まで

国民年金保険料の特例納付制度は、すべての人が年金をうけられるようにということで、時効になって納められなくなった保険料、又年金に入らなければならない人で現在まだ年金に入っていない人も未納期間一ヶ月につき四五〇円を納めることで老令年金の受給資格期間を満たすことができる特別な取扱いです。

文字通り最後のチャンスといえます。

この機会に保険料を納め将来どこからも年金をうけられない不幸な人がいないようにしましょう。

月額五五〇円に改定

国民年金の支給額は、生活水準その他の諸事情の変動に合せて改定することになっており、それに伴い被保険者の負担金も増額されますので、七月から定額保険料は、月額五五〇円（国庫負担金はその額が上程）となりますのでお知らせします。

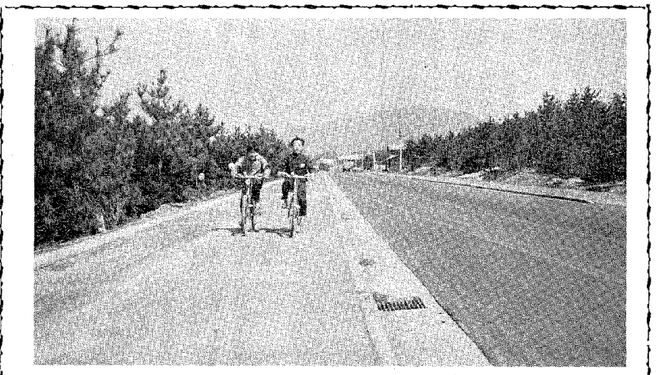

「イイナー!!」
「カイテキー!!」

車の心配もなく弥彦山スカイラインとコロニーを背に子供達はペダルを踏む。

緩速車道と歩道が設けられた海岸道路

（磯町附近）

交通災害共済

会員を引きつづき募集

家族そろって加入しましょう

一日一円の交通災害共済も新、旧両年度の切り替えとなり過日以来県託員さんを通じ会員の募集を行ってまいりましたが、交通事故が続出している折、引きつづき会員を募集しておりますので、まだ加入されておらない方はいつでも加入できますので、ご家族全員加入されるようお願いいたします。

一、加入方法

所定の申込用紙に記入の上役場の窓口か大河津支所へ申し込んで下さい。

申込用紙は役場、支所にあります。

二、加入資格

寺泊町に住んでおられる方は年令に制限なく加入できます。

会費は一人年額三百五十円です（四月一日以降に加入する場合も同額です。）

三、共済期間

昭和四十八年三月三十一日までです四月一日以降に加入された方は会費を納入した日の翌日から適用になります。

四、見舞金の請求

会員で万一交通事故にあわれたら所定用紙（役場又は支所にあります）に記入の上一年以内に請求して下さい。

町の標準小作料が決定しました

四十五年十月一日の農地法改正により一筆単位の小作料の最高額統制が廃止され、新たに小作料の標準額と、農業委員会による減額勧告制度が設けられました。

標準小作料は、皆様の代表の方から慎重に審議して頂き農業委員会で決定したものでこの標準小作料は

①これからの賃貸借については、これを標準にして契約していただきます。

②契約しようとする農地の小作料が標準よりもおおむね三十%以上高い場合には、農業委員会が減額を勧告することができます。

③設定された小作料は三年毎に必要があれば改正することができます。

町税は納期内に納めてください

四月に、固定資産税第一期及び軽自動車税全期並びに国民健康保険税第一期の納期です。

いずれも納期限は四月三十日ですから お忘れなく最寄りの指定金融機関へ納めてください。なお、二期以降分も一期分と併せて前納しますと、前納報償金が交付され有利ですのでおすすめします。

納期

◎固定資産税第一期
◎軽自動車税　全期
◎国民健康保険税第一期　四月三十日まで

役場人事案内

四月一日付左記のように異動が発令されました

◎課長級
保健衛生課長　家合　俊雄（社務課長）
税務課長　河合寛一郎（保育課長）
産業経済課長　松田　務（農委局長）
農委事務局長　小林康一郎（産業課長）
◎係長級
診療所事務長　小黒　太郎（相談室長）
相談室長　榎沢慧治（診療所事務長）
◎主事級
保健衛生課　早川　登（総務課）
支所会計係　有坂　幸（農委）
消防本部係　木山　昭治（診療所）
農委事務局　阿部ミチ子（支所会計）
診療所　若林　高広（支所）
消防本部係　本合　収（水道課）
◎新採用
消防本部　山崎　正行
〃　小林　泉
〃　河合　仁己
〃　小黒　恒雄
水道課　田中　章
住民課　志田　悟
住民課　金子千恵子
支所　渡辺　輝男

海上保安学校学生募集

航海、機関課程

◎受付期間
四月二十四日から
五月十二日まで

◎受験資格
昭和二十三年四月二日以降に生まれた男子で
(一)高卒者
(二)高専第三学年修了者
(三)大学入学資格検定に合格したもの
以上どれか一つに該当する者

◎試験日
六月十一日（日）

◎採用予定者
約八十名

◎受験手数料
無料

その他詳しいことは役場相談室（電話一番）へお問い合せ下さい。

検察審査会のご利用を

交通事故、詐欺、傷害その他いろいろな犯罪の被害者で検察官から犯人を裁判にかけてもらえず、ご不満の方は、もよりの検察審査会事務局へご相談下さい。

審査は、長岡、新潟、新発田、高田および佐和田町にある裁判所内にあり審査の申立てに費用はいっさいかかりません。

―長岡審査会事務局―

計量器の定期検定

正しい計量が行なわれるために、取引又は証明に使用する計量器は検定をうけたものでなければならないことになっています。

そこで寺泊町では次のとおり検査を実施いたしますので対象になる計量器は検査を受けるようにしてください。

実施日割表

実施期日	受付時間	検査場所	対象区域
5月26日	13.30～6.00	大河津小学校	全右
5月20日	9.00～11.50	役場車庫（荒町）	全右
	9.00～16.00	旧寺泊	旧大河津

国保だより

◎被保険者の資格に異動があった時!!

ご承知のとおり世帯主のかたは自分の世帯に属する被保険者の資格に異動があった時（他の保険に入ったとき、他の保険をやめたとき、このほか転入、転出、出生、死亡等）は十四日以内に届け出をすることに法に定められております。

最近期限内に届け出をする方はきわめて少く、保険事業の運営に大きな支障をきたしておりますので必らず届け出を励行して下さい。

尚これらの手続きを放つておくと思わぬ損害をこうむることになりかねませんもう一度あなたの保険証をたしかめて下さい。

◎被保険者が交通事故で被害をうけたとき届け出をお忘れなく!!

近年の自動車数の激増により交通事故の件数は年々増加し、複雑化をもたらし事故による医療費も相当額によんでいる現状です。

世帯主又は世帯員が交通事故で不幸にして〝ケガ〟をされたときは、法に定めるところにより直ちに保険者（町長）に「第三者行為による被害届」を提出しなければならないことになっております。

残念ながら届け出をする方は少く事故の捕捉に苦慮している現状で、ひいては保険財政におよぼす影響も大きく直接あなたの保険税にも関係しますので必らず届け出を励行して下さい。

もし国保が交通事故がおきたことを知らないでいたら、治療費を国保が知らないで負担していることになり、加害者に対しても正当の請求権を放棄してしまうことになりますので、たとえどんな軽いケガでも必らず国保に届け出て下さい。

被害届けの用紙は役場又は支所にそなえてありますので印鑑、警察の事故証明書、医者の診断書、その他参考となる書類を持参して係に申し出て下さい。